

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付要綱

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成 1 6 年新潟市規則第 1 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、西蒲区内の自主防災組織（新潟市自主防災組織育成指導要綱第 3 条により認定された自主防災組織をいう。以下同じ。）等の強化を図るため、助成金の交付について、予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 削除

第 2 条から第 1 1 条まで 削除

第 3 章 防災資機材助成

(防災資機材助成)

第 1 2 条 市長は、自主防災組織が防災資機材保管庫の設置又は防災資機材を購入した場合、当該自主防災組織に対して、年度 1 回を限度とし、予算の範囲内で下表のとおり補助を行うことができる。

補 助 の 内 容	補 助 対 象
1 組織につき 1 0 万円を限度とし経費の 2 分の 1 を補助する。 1 0 0 円未満の端数がある場合は、1 0 0 円未満を切り捨てるものとする。	・防災資機材保管庫の購入経費及び設置に係る諸経費 ・防災資機材購入経費 ただし、飲食に係る備蓄品は除く

(交付の申請)

第 1 3 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付申請書（別記様式第 5 号）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付して、9 月末日までに市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書（添付書類 業者見積書の写し）
- (2) 防災資機材保管庫を設置する場合は、設置場所所在地及び位置図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定通知)

第 1 4 条 市長は、前条による申請書を受理し、その内容を審査し補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定した内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第15条 補助金等の交付決定を受けた申請者は、当該申請を取り下げようとするときは、速やかに新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付申請取り下げ書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は無かったものとみなす。

（対象事業中止及び内容変更申請）

第16条 申請者は、対象事業を中止し又は対象事業の内容変更する場合には、速やかに新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金変更交付申請書（別記様式第8号）に変更の内容が分かる書類を添付して市長に提出（ただし軽微なものは除く）し、その承認を得なければならない。

（対象事業変更の承諾）

第17条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し補助対象として適当であると認めたときは、新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第9号）を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第18条 申請者は、事業が完了したときは、防災資機材保管庫設置又は防災資機材購入後30日以内に新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業実績報告書（別記様式第10号の1）又は新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業変更交付申請書兼実績報告書（別記様式第10号の2）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第2号と第3号は、防災資機材保管庫を設置した場合に限る。

- (1) 収支決算書（添付書類 品名が明記してある領収書の写し。品名の記載がない領収書の場合は、領収書のほかに品名が明記してある納品書又は請求書の写しを併せて提出する。）
- (2) 工事着手前・着手後の写真
- (3) 設置場所土地所有者の承諾書等の写し及び土地所有者がわかる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（確定通知）

第19条 市長は、前条の事業実績報告書を受領し、補助決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金確定通知書（別記様式第11号の1）又は新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金変更交付決定兼確定通知書（別記様式第11号の2）により通知するものとする。

（返還）

第20条 市長は、第2条の規定により補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 防災資機材保管庫又は防災資機材を、防災活動以外の目的のために使用したとき
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正な行為があったとき

附 則

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

自主防災組織名

代 表 者 氏 名

住 所

電 話 番 号

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付申請書

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額

円

2 補助対象物（該当する番号を○で囲んでください）

（1） 防災資機材保管庫

（2） 防災資機材

3 その他

添付書類

収支予算書（添付書類 業者見積書の写し）

防災資機材保管庫を設置する場合は、設置場所所在地及び位置図

その他市長が必要と認めるもの

通帳の写し

（注）この申請は、9月末日までに提出してください。

様

新 潟 市 長

印

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により次のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

交付決定額

円

（不交付の理由）

補助防災資機材等品名	数 量	金 額

※ 1 0 0 円未満の端数が出た場合は、1 0 0 円未満を切り捨てた額を補助金額として決定します。

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

自主防災組織名

代 表 者 氏 名

住 所

電 話 番 号

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付申請取り下げ書

年 月 日付新蒲地総第 号 で補助金の交付決定（変更交付決定）のあった事業について、交付申請を取り下げますので新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により届出ます。

取り下げ理由

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

自主防災組織名

代 表 者 氏 名

住 所

電 話 番 号

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金変更交付申請書

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、新潟市西蒲区地域
防災力向上支援事業補助金交付申請内容の変更をしたいので次のとおり申請します。

1 申請変更内容

当初補助金交付決定額	円
補助金変更交付申請額	円
補助金変更理由	

2 その他

添付書類 変更内容の分かるもの
その他市長が必要と認めるもの

様

新 潟 市 長

印

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった補助金について、新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付要綱第 1 7 条の規定により、次のとおり変更を承認したので通知します。

変更前円

変更後円

補助防災資機材等変更品名	変更数量	金額

その他

※ 1 0 0 円未満の端数が出た場合は、1 0 0 円未満を切り捨てた額を補助金額として決定します。

（宛先）新 潟 市 長

自主防災組織名

代表者氏名

住所

電話番号

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業実績報告書

年 月 日付新蒲地総第 号 で交付決定（変更交付決定）のあった事業の実績について、新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付要綱第 18 条により次のとおり報告します。

交付決定額	円
実績報告額	円
事業完了年月日 （領収書の日付）	年 月 日
添付書類	1 収支決算書（添付書類 品名が明記してある領収書の写し。品名の記載がない領収書の場合は、領収書のほかに品名が明記してある納品書又は請求書の写しを併せて提出） 2 防災資機材保管庫は工事着手前・着手後の写真 3 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写し（交付されている場合） 4 公共用地目的外使用許可証の写しまたは土地使用承諾書等の写し 5 その他市長が必要と認めるもの

（注） 1 事業完了後 30 日以内に提出してください。

（宛先）新 潟 市 長

自主防災組織名

代 表 者 氏 名

住 所

電 話 番 号

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業変更交付申請書兼実績報告書

年 月 日付新蒲地総第 号 で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付要綱第 18 条により次のとおり変更交付申請及び実績を報告します。

変 更 理 由	
当初交付決定済額	
交 付 済 額	
補助金変更交付申請額 及び実績報告額	
事業完了年月日 （領収書の日付）	
添付書類	1 収支決算書（添付書類 品名が明記してある領収書の写し。品名の記載がない領収書の場合は、領収書のほかに品名が明記してある納品書または請求書の写しを併せて提出） 2 防災資機材保管庫は工事着手前・着手後の写真 3 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写し（交付されている場合） 4 公共用地目的外使用許可証の写しまたは土地使用承諾書等の写し 5 その他市長が必要と認めるもの

（注） 1 事業完了後 30 日以内に提出してください。

第 号
年 月 日

様

新 潟 市 長 印

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する補助金について、新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付要綱第 1 9 条により次のとおり確定したので通知します。

交付決定額	円
交 付 済 額	円
確 定 額	円

第 号
年 月 日

様

新 潟 市 長 印

新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金変更交付決定兼確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する補助金について、新潟市西蒲区地域防災力向上支援事業補助金交付要綱第 1 9 条により次のとおり確定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 済 額	円
変更交付決定 及 び 確 定 額	円